

令和5年度 第2回
朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会
会議録

令和5年8月24日

都市建設部 みどり公園課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会	
開 催 日 時	令和5年8月24日（木） 午前9時30分から午前11時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館大会議室（手前）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 会長・副会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年度 第2回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会

令和5年8月24日(木)

午前9時30分から

午前11時00分まで

朝霞市役所別館5階大会議室(手前)

1 開 会

2 議 題

(1) 国道254号バイパス沿道活性化について

(2) 内間木公園拡張整備等における基本構想素案について

3 閉 会

出席委員(12人 うち1人代理)

委 員 長	久保田 尚
副 委 員 長	町 田 誠
委 員	須 永 大 介
委 員	渡 辺 淳 史
委 員	松 村 隆
委 員	蕪 木 利 秋
委 員	大 野 政 春
委 員	松 尾 哲
委 員	高 橋 浪 治
委 員	小 川 裕 嗣
	(代 理 小 原)
委 員	大 貫 利 巳
委 員	青 山 明

欠席委員（４人）

委	員		高	田	諭
委	員		高	橋	隆
委	員		荒	川	英治
委	員		山	崎	茂治

事務局

事	務	局	都市建設部長	山	崎	明日香
事	務	局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇	野	康幸
事	務	局	都市建設部次長兼開発建築課長	村	沢	敏美
事	務	局	みどり公園課長	大	塚	繁忠
事	務	局	みどり公園課課長補佐	松	下	俊一
事	務	局	みどり公園課みどり公園係長	高	橋	大輔
事	務	局	まちづくり推進課主幹	高	橋	俊郎
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係長	四	方	田洋子
事	務	局	まちづくり推進課区画整理係主査	野	島	陽太

【配付資料】

- ・ 全体の検討スケジュール
- ・ 資料 1 国道254号BP沿道活性化について
別紙_国道254号BP沿道活性化について
(参考) 254号バイパス一部開通記者発表資料 (埼玉県)
- ・ 資料 2 内間木公園拡張整備検討資料

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開催

○高橋みどり公園係長（司会）

ただいまから、令和5年度第2回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を開催します。開催にあたり、市政の情報提供及び市議会等の会議の公開に関する指針に基づき、本委員会は原則公開とします。傍聴者がいる場合に開催前に入室を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（はい）

今のところまだ傍聴希望者はいませんが、会議途中で傍聴希望者がいた場合は、随時お入りいただきますので、よろしくをお願いします。みどり公園課の高橋です。本日の進行を務めますので、よろしくをお願いします。

この委員会の開催成立についてですが、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第7条第2項で委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない、こととしていますが、本日は16人中12人の出席ですので、会議が成立しますことをご報告いたします。なお、高田委員、高橋隆委員、荒川委員、山崎委員につきましては本日所用のため欠席のご連絡をいただいております。また小川委員の代理で朝霞県土整備事務所254バイパス担当の小原課長に出席をいただいております。また、本日出席の町田委員でございますが、所用により10時50分頃に退席いたします。

開会にあたり都市建設部長山崎からご挨拶を申しあげます。

○山崎都市建設部長

皆さんおはようございます。都市建設部長の山崎です。本日は大変お忙しいところ、また大変暑い中、ご参加いただきありがとうございます。この検討委員会は、254バイパス沿道まちづくりという大きなテーマと内間木公園の拡張整備という2つのテーマについて、昨年度から検討を進めており、今回は今年度の第2回です。

この内、内間木公園の拡張整備は今年度中に基本構想を作ることを当面の目標にしていますので、少しずつ具体的なかたちについて議論をしていきたいと思っております。本日はよろしくをお願いします。

○高橋みどり公園係長（司会）

ありがとうございました。続きまして、お手元の資料を確認します。事前にお送りしました資料は、次第、全体の検討スケジュール、資料1 国道254バイパス沿道活性化について、資料2 内間木公園

拡張整備検討資料です。過不足等ございましたらお知らせください。また本日同じ資料の方をプロジェクターの方に移しておりますので、資料の方が見づらい場合はこちらの方を見てください。

次に発言についてのお願いです。本会議の会議録を作成するにあたり録音をしています。発言をする際は挙手をしていただき、委員長が委員の名前を呼んでから発言をお願いします。説明は以上です。朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第5条第2項において、委員長は会務を総理する、と規定されていますので、以後の議事進行については久保田委員長にお願いいたします。それではよろしくをお願いします。

○久保田委員長

皆さんおはようございます。ここから進行を務めます。最初に新たに依嘱されました青山委員、簡単にご挨拶をお願いします。

○青山委員

下内間木の町内会の会長をしています青山と申します。今回参加しますが、至らないところがあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

○久保田委員長

それでは議題に沿って進めます。一応11時までということになっていますが、町田委員が10時50分ということで、極力10時50分を目標に進めます、よろしくをお願いします。議題の1つ目、国道254号バイパス沿道活性化について、事務局説明をお願いします。

【議題1 国道254号バイパス沿道活性化について】

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

まちづくり推進課の四方田から説明します。まず、議題に入る前に参考資料の埼玉県の「報道発表資料」をご覧ください。今年の7月29日に和光・富士見バイパス、志木市～富士見市の区間が開通しました。朝霞市の方からは富岡市長と獅子倉議長の方が参加しました。この資料の他に当日の資料なども用意してあるのですが、これによると残りの区間が朝霞の1,500mとなり、用地取得率が92%で、朝霞市の部分に関しては現在予備設計中ということです。これは参考資料で写真だけしかなくてすみません。富岡市長がテープカットをされた様子です。開通されて少し伸びましたので254の沿道活性化ということで参考までに資料の方を送りました。

それでは議題の方の説明に入ります。A3の1枚のものです。「全体の検討スケジュール」をご覧ください

ださい。こちらの左手の四角のピンクの部分です。そちらが本日の委員会での沿道活性化についての説明です。

国道254バイパス沿道のまちづくりの検討経緯。国道254号バイパス沿道のまちづくりの目指す方向性。国道254号バイパス沿道のまちづくりの基本方針。地区計画のルールについてです。

今年度5年度の今後の流れについて説明しますと、右側の方、254号バイパス沿道活性化は今回が第2回の委員会、次回が第3回委員会、その後、市民説明会をした後に第4回委員会と審議いただき、最終的には都市計画によるルールづくりの（案）の作成を目指しています。

「1. 国道254号バイパス沿道のまちづくりの検討経緯」をご覧ください。こちらは前回までの振り返りとなります。内間木地域の現況整理として、上位関連計画である朝霞都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。朝霞市都市計画マスタープラン。朝霞市立地適正化計画の内容や内間木地域254号バイパス沿道の現況を整理し、アンケート調査による満足度や今後の求める姿などからキーワードとして、「自然・防災、利便性、活性化、安全な歩行空間」を抽出しました。

それを踏まえて、254バイパス沿道活性化に向けた今後の方向性として、内間木地域全体の防災・減災。緑の保全と沿道の土地活用による利便性向上。地域活性化の両立を図るため都市計画によるルールづくりが必要。市内外から人が訪れる交流拠点として内間木公園及び旧いこいの湯跡地は内間木地区に適地になり得るとしました。

また前回の委員会では地区計画制度について提示したところです。ここで254バイパス沿道の現況について振り返りをしたいと思います。資料の最後のところです。こちらが現況写真となります。254バイパス沿道につきましては朝霞調節池が立地し、自然が多く残っているエリアや、すでに工場系の土地利用がされているエリア、住居系と工業系の土地利用が混在するエリア、広く畑に利用されているエリアなどさまざまな特質があります。またエリアによっては都市基盤が未整理で、道路が整っていない。道路の幅員が狭いといった現況が見受けられます。

ではその前のページの「地区計画とは」、をご覧ください。まちづくりの手法である地区計画調査について振り返りをします。地区計画ということでルールを定めることにより、ある程度まとまった地区で施設の配置や建て方など、その地区の特性に応じて細やかなルールを決められ、地区内で行われる建築、開発行為等を地区計画の内容に沿って指定・誘導することで目標とするまちづくりの実現を図ることができます。

例えば、立地できる建物の用途を限定して調和を図る。日影や圧迫感に考慮して建築物の高さを抑える。敷地内に植栽などを確保して緑化を推進する。壁面後退や塀の高さを制限して開放的な通りとする。敷地内にオープンスペースをつくるなどゆとりある土地利用を誘導する。地区施設、(道路、公園、雨水貯留浸透施設等)の配置及び規模を定める。居室の高床化や敷地の嵩上げを行い、水害に備

える。などといったルールを定めることができます。ある程度のまとまった地区を単位とするため、面的に道路や公園などといった公共施設を地区施設として整理できるため計画的にまちづくりを行うことが可能となる手法です。

地区計画は原則として、地権者の方々による組織を作り、地区施設等を含めた地区計画を市と協議しながら策定し、市が都市計画設計したものが正式に運用されるという仕組みとなっています。この地区計画の制度を踏まえた上で資料の2ページ、「国道254号バイパス沿道のまちづくりの目指す方向性」をご覧ください。

今回審議する内容を赤字で示しています。左側の方になります。まずは①として沿道のまちづくりの基本方針（目標、取組方針、取組の例）などについて。そして②は、地区計画を定める時のルール、（共通のルール）についてとなります。

今後将来的に地区、地元からの発意で地区計画の話が持ち上がった時は、この基本方針、地区計画を定める時のルール、共通のルールに沿ったエリアごとの個別のルールを市と適宜調整の上、検討いただき地区計画として決定するという流れになります。

右側の点線部分をご覧くださいますと、個別のルールについて、フロー図として参考に示しています。実際に住民・事業者からの発意、これぐらいの規模でこういうまちづくりをしたいといったようなお話が出た時に、その内容につきましては市にご相談いただきまして、これからこの委員会で策定予定の沿道のまちづくりの基本方針や共通のルールに沿って調整し、また地域の特性に合った個別のルールはそこで検討、協議の上、市との共同により決定する流れになります。

それでは次に「3. 国道254号バイパス沿道のまちづくりの基本方針」として、上位関連計画の位置づけ、アンケート調査結果を整理し、4つの目標を整理しましたのでご覧ください。こちらがピンクの部分です。目標① 地域防災力の向上。この地域は朝霞市水害ハザードマップにおいて浸水想定区域。浸水想定区域というのは水防法で定められた国や県で管理する河川で想定し得る最大規模の豪雨で河川が氾濫した場合の区域のことを示しています。その区域が3.0~10mで危険性の高い地域であり、アンケート結果からも安心・安全な防災・減災対策が求められることから、バイパス沿道で防災・減災対策を体系的に取り組み地域防災力の向上を目指します。

取組方針は、ハード・ソフト両面での防災・減災対策。特に河川氾濫や内水被害のリスクを考慮した対策。

具体的な取組の例としまして、建物の浸水対応化、耐震化、不燃化。浸水深以上の避難空間の創出と安全な避難経路の確保。水路のしゅんせつ、側溝の維持管理。グリーンインフラや雨水貯留施設、雨水流出抑制施設の設置指導。災害用物資の備蓄。開発許可基準の強化。企業等との防災協定の締結などが挙げられます。

一番下の部分はイメージとなります。左側一階部分が広がって、2階が高くなっている建物です。中央は雨水処理施設の設置。右側は内間木公園ですが拡張整合わせて防災機能の拡充となっています。

次に右側の目標②残存する豊かな自然の保全。この地域は新河岸川沿いの水辺や良好な農地、豊かな自然が残されていますが、アンケートからも将来のイメージが「緑豊かな田園居住地・農業集落」「緑と水辺のある自然豊かな地区」。配慮事項としても、「既存の農地や水辺が連なる緑地環境の保全」があることから、現在の豊かな自然環境を将来にわたっても保全することを目標としました。

取組方針は、田園居住地・農地集落の維持保全。残存する農地や自然環境と調和した土地・建物利用。緑と水辺の連続性の確保と緑のネットワークの形成としました。具体的な取組の例は、河川及び河川沿いの良好な環境の保全や、まとまった農地、樹林地の維持保全。緑豊かでうるおいのある沿道の形成。駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化。環境にやさしい設備の設置とあります。

イメージ写真は左から既存の良好な水辺空間、新河岸川となります。中央が緑豊かな沿道。右側は環境配慮型の建物として壁面緑化の写真です。

次のページにまいります。目標③市内外から人が訪れる地域の拠点整備。この地域は市街化調整区域であることから、原則建築できる用途が非常に限定されて、結果来訪目的となる施設が少なく、通過交通が多くなっています。アンケートからはバイパス沿道に求める機能として「地域の活性化や生活利便性の向上につながる機能」の需要が多くなっています。また朝霞市の立地適正化計画でも都市機能補完ゾーンとして位置付けていることから、バイパス沿道に存在する公有地や市街化区域に隣接している区域を中心に、市内外から人が訪れる目的地となるような地域の拠点の整備を目標としました。ここでいうバイパス沿道に存在する公有地とは、内間木公園、市街化区域に隣接する区域とは、現在区画整理しています東南地区の更に北側、第9小学校付近のエリアが該当になります。

取組方針は、地域資源を活かした多様な発展を目指したまちづくり。目的地になりうる魅力ある賑わい交流拠点づくり。地域の生活を支え、コミュニティの維持発展に資する土地・建物利用。

具体的な取組の例として、賑わい、交流の場として活用できる空間創出。地域資源の発信の場となる機能・施設の整備。地域の生活を支える生活利便施設の立地誘導。周辺への環境阻害を考慮した建物の規制誘導。バイパスから拠点までのアクセス道路整備。安全で快適に通行できる歩行空間の確保等となります。イメージは左から道の駅、中央は生活利部施設として商業機能の誘致。右側は安全な歩行空間としての道路整備となります。

次に目標④地域活力に資する産業利用の促進。この地域は国道254号バイパスの整備で利便性が向上することで開発需要が見込まれるが、産業利用について用地が不足し、また民営事業所数・従業員数が急激に減少していることから就業を支える場の環境整備、就業人口を増加させるなどの活性化が必

要です。そのため周辺環境に配慮しながら、地域の活力を生み出す産業利用を促進していきます。

取組方針は、周辺環境に配慮した地域の活力を生み出す産業地づくり。地域活力に資する新たな企業の誘致と既存事業者の市街流出の防止。環境悪化の防止に努めた調和の取れた土地・建物利用。

具体的な取組としては、計画的かつ適切な土地利用の推進。就業者や広域利用者のための利便施設の立地誘導。産業利用に適した用地の創出とアクセス道路整備。周辺への環境阻害を考慮した建物の規制誘導。緩衝緑地等の設置。既存工場等の操業環境の改善となります。次のイメージをあわせてご覧いただくと分かりやすいと思います。左側が企業誘致してその結果産業用地の創出や、中央で基盤整備された産業地、緩衝緑地の設置といったところです。

次に地区計画のルールについてご覧ください。4つの目標である基本方針を踏まえて、沿道の地区計画を定める時の共通のルールを検討します。国道254号バイパスの整備に伴い、開発需要の高まりや土地利用の転換が考えられます。また地区計画のメリットとして地域の実態に合わせて制限の緩和や評価ができ、地域が目指すまちづくりを細かく設定することができます。たとえば目標①の地域防災力の向上について、共通ルールを定める場合、土地や建物利用の管理が垂直避難空間と安全な避難経路の確保や、雨水排水の抑制や適切な処理、災害時の緊急車両の浸入路の確保、倒壊のおそれのあるブロック塀の規制などが想定されます。

目標②の残存する豊かな自然の保全について、残存する農地や樹林地などが該当する場所であれば保全が考えられますが、その地域にそのような対象物がない場合は、緑豊かな沿道の形成や駐車場等の緑化、また地区内の緑化率の確保といったものが想定されると思います。

この資料では目標①と②についての例を挙げていますが、目標③や④につきましても快適に通行できる歩行空間が必要等、共通のルールについてのご意見をいただきたいです。それと先ほどの国道254号バイパス沿道のまちづくりの基本方針としてどういった地域にしたいのか。要望でも結構ですので、ご意見をいただきたいです。望ましい目標、希望する取組例、その他疑問点、文章の表現など何でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。説明は以上です。

○久保田委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問があればお願いします。いかがでしょうか。

○大貫委員

3ページの目標②の説明の中で、農業集落の維持保全というのがありましたが、内間木地区の農業を営んでいる方の高齢化によって営農を維持していくのは難しいと思っています。これを市として進

めていくには何か方策がないとできないと思うのですが、どうでしょうか。

○久保田委員長

はい、いかがでしょうか。

○四方田まちづくり推進課区画整理係長

大きな課題ですので、農業の担当の部署と協議しまして、具体的な方策があるか検討してまいりたいと思います。

○大貫委員

おそらく農業をやる法人化をして、大規模でやらないと難しいと思います。個人的な農業世帯でやるとすると無理だと思いますので、そこを含めてご検討をお願いします。

○久保田委員長

よろしく申し上げます、ありがとうございました。他はどうでしょう。

○大貫委員

内間木バイパスの活性化ということに関して、交通量が増えるだけでは市の財政も潤わない、住民も還元がされないということですので、公園を訪れて交流を生み、お金を落とすしていくことが大事だと思います。

朝霞市の商業施設の設置の度合が他の近隣の市とか比べると非常に低いため、是非とも地権者の方や開発を行われる方の意向等あると思いますが、市としては是非商業施設を有することを前年度と比較して計画やプランを提示していただきたいと思います。

日本人はブランディングされたものが非常に好きで、例えばIKEAやコストコ、1つのブランドとして自然とこれに訪れるのが多い。例えばコストコであると近隣だと三郷、入間。東京、神奈川ですと川崎。ちょうどこの辺りは空白地帯で、大きな土地が確保できるかという問題もありますが、254号バイパスができると東京の板橋、練馬あたりからもアクセスが良くなるし、外環道もつながると東西方向につながっていくため、非常にアクセスが良いというところになります。できればブランディングされた施設というのを朝霞市に誘致すると朝霞市のプレゼンスも上がるのではないかというふうに考えています。

○久保田委員長

非常に具体的なご提案をいただきました。ご検討をよろしくお願いいたします。

○町田委員

説明を聞いていて感じたのは、まちづくりの基本方針として①、②、③、④が3～4ページに書いてありますが、ここは全域が調整区域ということで、基本的には①、②番に書かれている安全、自然環境の保全のような土地利用がベースとなるべき地域ですので、地域のコミュニティ形成や大貫委員がおっしゃった目標④の地域の活力につながる産業利用などを地区計画の中で整合をとり、将来に向けた地域の目標像をつくるのは大変難しいことだと思います。

この目標の④の中に、内間木地区の民営事業所数・従業員数が急激に減少と書いてありますが、そういう状況なのでしょうか、何かデータがあれば教えてください。

○久保田委員長

はい、お願いします。

○高橋まちづくり推進課主幹

地域別の民営事業者数・従業者数の推移ということで、経済センサスという情報から朝霞市全体の5地域、内間木地域、北部、東部、西部、南部この5地域を分類しまして、平成28年度と平成21年度の比較になるが、事業者数は平成21年度は310でしたが、平成28年度は270、約40カ所減っている状況です。従業員数につきましては、平成21年が3,790人、平成28年度が2,930人に減っている状況でした。朝霞市全体としても減っていますが、内間木地域は特に減っている率が高いということです。

○町田委員

今の数字は内間木地区の数字ですか。

○高橋まちづくり推進課主幹

はい。

○久保田委員長

現実を踏まえないといけないですね。他にいかがでしょうか。

○蕪木委員

地域の活性化の基本となるものということで、説明の中に書いてあるのですが、まずは道づくりが非常に重要ではないかと思います。今回開通するエリアのところを車で走ろうとすると、非常に細くてどっちに曲がっていいか分からないぐらいに。そういうところで何か地域の活性化をしようとした時に無理がある。たまたまこの辺は調整区域ということですから、まず道をつくって区画整理をある程度した中でやると非常に早く、コストコのような大きな施設が入れるかなと思います。和光の駅前などは4.5メートルくらいの細い道が入っていくとマンションがある。地権者の問題もあるので難しいと思いますが、まずは区画整理の中で道がある程度作った状態でやると、そういう活性化の要素もどんどん増えるのではないかと思います。

○久保田委員長

はい、ありがとうございます。いかがですか。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

まず道路は道路整備基本計画に合わせて、その計画のなかで内間木地域につきましても優先順位を踏まえつつ進めています。国道254号バイパスの設計が行われていますので、その中で副道整備の検討も行われて、沿道の土地活用がしやすくなる。そういう考えのもと整備していただけるという話です。

今回、基本的な方向性は皆さんでご議論いただく中で、今後地元の発意や具体的な地区計画、区画整理が出てきた時には、先ほど蕪木委員が言われたような道路整備が当然必要になります。まずは国道254号の国道が整備されますので、基幹的なものについては今分析が行われています。

○久保田委員長

ありがとうございます。非常に大事な論点だと思います。地区施設として道路をできるだけ作っていく方向性は大事だと思いますが、非常に大きなテーマであるルールを決める時のルールを今回決めるわけですが、地区施設を作りなさいというルールはなかなか厳しい。どうかたちで個別の各地域の地区施設を促していけるのかというあたりは、共通のルールという言葉とは違う言葉になると思いますが、何かが必要な気が私もしてしまっていて、ぜひそのへんも次回ご提案があると思うので、その中で理解いただければと思います。

○松村委員

3つありまして、1つ目は5ページ、さっきご意見があった基本的な目標の4つはアンケート結果を思い出すとうまくまとめていただいているのではないかという印象を持っています。おっしゃったように、これが互いにうまく両立するのにかなり優先度づけの工夫をしないとうまくいかないと思いますが、この基本方針は地域の住民の要望をうまく整理していただいているのか。

2つ目は委員長が言われたことに関係するのですが、この5ページのこの表、共通ルールというのがよくわからなくて、ルールと聞くとその手順の話と、あと個別の中身についての話。手順についてということであれば、資料5ページで言えば、下の方の想定されるルールの中の目標①で地域防災力の向上と書いてありますが、そうではなくて、それぞれ地域計画を作る時にはハード・ソフト面での防災・減災対策を考えてください。土地利用、建物利用を考えた時には河川氾濫や内水被害のリスクを考えてくださいという、地域計画を作る時の住民の方に心に置いてほしい留意点を、基本方針を基にして書いておいて、あとは地域の方がA地域ではこう、B地域の施設ではこう、こういう時にこう、となっていると分かりやすいなど。

3つ目これは質問です。この4つの基本方針は優先度付けというのはこの地域の人が考えている、地域計画の中で結果として出てくるのかなと思います。①②は少し無理だと思っているので、ある所では④、それは地域計画の中で結果として地域の方の考えていることで出てくることなのか、あるいは上からも優先度を落としてしまうか。今までのご説明だと、地域の方々の総意で地域計画を作る中、結果として出てくるというふうに思いました。これはもう単純にこの分野の専門ではないから質問は以上です。最初の2つは一方的ですから、3つ目について教えてください。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

目標①の地域防災力の向上というのは、内間木地域が浸水想定区域ということで、市としては優先度が高い地域で必要なものと考えています。②につきましても、これは例えば河川沿いであるとか道路沿いであるとか、自然が残っている中で、自然を保つための規制というのがありますので、そういった部分に使えると考えています。

目標③と④につきましても、内間木地域の全部の地域でそれが現実的になるかということ、そういうことでは考えていませんので、こうした③、④につきましても土地の空き状況というのがありますし、また道路の状況というのも多く影響を受けると思いますので、③、④につきましても全域が可能かという考えではございません。基本的には優先度という考えではないですが、すべてのところで共通的に使えるものと部分的に使えるものという考えで、分かりやすいかたちでもう一度まとめ直していきたいと思います。以上です。

○久保田委員長

ありがとうございます。やはり共通のルールというひとつのグループだけでは整理しきれないので、必ずやっていただくもの、該当する場合等、何か幾つかのグループに分けていただいて、今共通ルールとおっしゃっている、共通の何かをつくっていただくということがいいと思います。次回そういう感じで作っていただければと思います。まだまだご意見があると思いますが、一旦議題（２）の公園の方をご説明いただいた上で、町田委員のご指導を仰ぎたいと思います。議題（２）のご説明をお願いします。

【議題（２）内間木公園拡張整備等における基本構想素案】

○松下みどり公園課長補佐

それでは説明に入らせていただきます。「内間木公園の拡張整備に伴う基本構想」の策定に向け、前回の検討委員会におきまして、基本構想の骨子案、整備手法の基本となることについて委員の皆さまから多くのご意見をいただきました。今日はそれらのご意見を踏まえた基本構想の素案及びゾーニングの部分の検討内容について説明します。

お配りした資料「内間木公園拡張整備 検討資料」の２ページをご覧ください。

I. これまでの内間木公園拡張整備に関する議論の整理・今回の課題についてです。これまでの検討委員会において拡張整備における検討課題のコンセプト及びサブコンセプトの設定を行った他、Park-PFIの民間活力の活用を前提として検討を進めること、ゾーニングの検討における整備範囲や基本構想の骨子を整理しました。

続きまして２ページをご覧ください。II. 内間木公園拡張整備における基本構想の素案です。３ページをご覧ください。第１章から順に説明をします。

４ページをご覧ください。第１章 基本構想策定の概要です。現在埼玉県で進めている国道254号バイパスの第２期整備に合わせ沿道の土地利用の促進が検討されていて、旧憩いの湯跡地をめぐり、区域外駐車場を内間木公園と一体都市公園として整備することとなります。なお、基本構想においては、地域の活性化、地域の魅力発掘、地域防災力の向上に資する施設の設置等に向けた整備手法の検討を行い、今後の整備に向けて基本的な考え方の構想としてとりまとめます。

続いて第２章 対象地の概要です。整備の対象となります内間木公園、旧憩いの湯跡地及び区域外駐車場の概要を記載しています。

続いて５ページをご覧ください。こちらには対象地の地図を明記してあります。位置関係を分かりやすくするため広域地図、周辺図、及び拡大図を載せてあります。拡大図のオレンジ色の点線で囲った部分が拡張整備の検討範囲です。なお前回の検討委員会でお話がありました内間木公園の道路を挟

んだ外にある公園区域外駐車場についても整備範囲に含めて検討を行うことになっています。

続きまして6ページをご覧ください。第3章 現状の整理です。ここでは拡張整備を実施する際に懸念される内容について大きく8項目に分けて説明をすることとしています。

続きまして7ページをご覧ください。第4章 アンケート等調査結果です。こちらの調査につきましては、市内居住の方3,000人を対象として令和4年11月20日～12月16日に実施をしました。

次の8ページにはアンケート調査結果の抜粋について記載をしています。続きまして9ページをご覧ください。こちらにはアンケート調査結果を総括して大きく5項目を記載しています。内容は、利用率は高いが認知度が低い、内間木公園を利用したことがないという回答が多数となっています。市内外や幅広い利用者をターゲット。国道254号バイパスの整備にあたり市街地や首都圏からの利用者を取り込むことが望ましいとの意見がありました。続いて3. 憩い、遊び、防災、スポーツ機能が求められる。続いて4. 若年層・内間木地域外の居住におけるスポーツ機能のニーズが高い。最後に5. 地域資源の活用のニーズがある。地域の歴史・文化・芸術の拠点としての満足度がプラスの結果となっており、丸沼芸術の森の存在が起因しているのではなかと推察されます。

続きまして10ページをご覧ください。第5章 基本構想の検討です。これまでの現状整理やアンケート調査の結果を踏まえ、拡張整備におけるコンセプトを「市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園」と設定して、サブコンセプトについては「①スポーツ、②憩い・自然・遊び、③防災・減災、④広域交流」と設定しました。

続きまして11ページをご覧ください。2. コンセプトの実現に向けて4つの整備方針を設定した。方針については、(1) 既存施設の活用と新たな魅力の創出。(2) サブコンセプトに応じた機能・施設の整備。(3) 公募設置管理制度(Park-PFI)など民間の力を活用し、市の財政の負担の軽減を図る。(4) 円滑なアクセス動線を計画し交通環境の改善を図る。以上の4つです。

続きまして12ページをご覧ください。3 基本構想における整備範囲です。ご覧のページの緑色で示した部分が既存の内間木公園で、テニスコート、弓道場、ソフトボール場の機能は原則残すことが求められますが、拡張整備における事業者の自由提案として、これらの機能を残す範囲で改善の提案を行うことは妨げないものとしています。青色で示した部分は拡張整備の中心となる範囲で、旧憩いの湯跡地・敷地外の公園の駐車場・既存の公園内にあるゲートボール場となっています。オレンジ色の点線の部分が本事業の検討範囲、拡張後の内間木公園の全体の範囲となっています。

続きまして13ページをご覧ください。(2) 基本構図、こちらの説明は割愛します。ゾーニング図について検討をします。

14ページをご覧ください。第6章 拡張整備手法の検討です。こちらにはPark-PFIの拡張整備手法の公募設置管理制度で対応します。

続いて15ページをご覧ください。第7章 今後の事業の流れ。ここでは基本構想の策定から拡張整備事業の実施までの大まかな流れを記載しています。事業の流れとしまして、一番上の本基本構想、こちらが令和4年度、令和5年度の2年間で実施。右側には市民意見の収集として、検討委員会の実施や市民アンケートを実施したむねを記載しています。パブリックコメントや市民アンケートについては今後実施する予定としています。

次に2段目の基本計画。ここでは民間事業者へのマーケットサウンディング調査や整備内容の詳細検討等を行います。なおこの基本計画については国道254号バイパス整備の進捗状況に合わせて実施するため、現時点では実施時期は未定です。そして基本計画を実施した後、事業者の選定を行い、一番下段の拡張整備事業の実施を進めます。

この拡張整備のPark-PFIの実施した場合の概要ですが、民間事業者による整備の欄をご覧ください。この公募対象公園施設とは、飲食店や売店等の公園施設で都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効と見られる施設を指しています。内容的にはカフェやレストラン、売店の他、屋内の子どもの遊び場などがあります。Park-PFIを使用して、この公募対象公園施設を整備する際に、整備費はこの事業に資する民間事業者が100%全額負担します。

2つ目の特定公園施設の整備ですが、特定公園施設とはカフェやレストランなど周辺に施設をすることで公園利用者の利便性の向上が図られる園路や、広場等の公園の施設のことをいいます。今後Park-PFIを活用して、この特定公園施設の整備をする際には民間事業者が整備費の10%以上を負担します。

右側の市による整備ですが、園路や広場の特定公園施設の整備の際、市が負担する整備費については民間事業者負担分の残り、最大90%を上限に負担します。この特定公園施設における整備費の負担割合については、先ほども説明したように、民間事業者の負担は10%以上、行政の負担は90%を上限とし、特定公園施設において行政の負担がまったくなくなることはありませんが、民間事業者によって整備費の一部を負担することから行政における整備費の負担の大幅な軽減が図られます。

続いて16ページをご覧ください。第8章 今後の課題ですが、測量調査や地質調査業務で敷地条件の詳細な把握が必要です。また、Park-PFIなど民間を使う活用に向け民間事業者に対してマーケットサウンディングを実施。この国道254号バイパスの整備時期が見通せない場合、円滑なアクセスルートを確保することなどが挙げられます。以上が本拡張整備工事の素案の内容です。

続いて17ページをご覧ください。Ⅲ. 内間木公園拡張整備ゾーニング図の検討です。こちらでは基本構想のコンセプト及びサブコンセプトにとって求められる機能や今後想定される広域交流拠点施設やゾーニングの検討です。今後はこのコンセプトとサブコンセプトを内間木公園のゾーニングに反映しています。

18ページと19ページに入らせていただきますが、こちらには現地の課題とその対応策を記載しています。主な課題としましては、内間木公園は水害ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当しており、河川の氾濫や内水被害により浸水する危険性の高い地域になっていることから、整備方針について敷地の盛土造成を行うことや、防災避難用施設、防災備蓄倉庫を整備し災害に備えることとしています。

19ページの一番下をご覧ください。浸水深の想定と目安の欄にあるよう、この地域は最大で建物の1階天井から2階の天井近くまで浸水する可能性があることから、広域交流拠点施設などを整備する際には旧憩いの湯跡地の盛土を行って2階部分が浸水しないように高さの設定を行う必要があります。

続きまして20ページをご覧ください。課題や対応策を踏まえたゾーニングの検討案です。オレンジ色の点線で囲まれた部分が拡張整備全体の検討範囲、オレンジ色は一番外側にある範囲です。続いて赤い点線の部分がサブコンセプトに設定したスポーツ施設のゾーンとなります。緑色の点線部分が憩い・自然・遊びのゾーン、青色の点線の部分が広域交流のゾーン。黄色い点線部分が防災・減災のゾーンを表しています。なお、防災・減災のゾーンに既存のソフトボール場が含まれていますが、ソフトボール場は雨水の貯留機能を有しており、今後機能の向上を図る可能性が高いことから防災・減災のゾーンに含めています。また青色の点線の部分、広域交流のゾーンと黄色い点線の部分、防災・減災のゾーンの両面にまたがって広域交流拠点の施設を青色の四角で示しています。この広域交流拠点施設が先ほど15ページで説明しましたPark-PFIを活用して民間事業者が設置した場合の公募対象公園施設です。

最後になりますが21～25ページに全国のPark-PFIの参考事例を掲載しています。事業者によって整備を行う公募対象公園施設においては各公園でさまざまなカフェやレストランの他、木育施設、ドッグラン、多目的スペースなどがあります。それらの利用につきましても建築物の用途や規模などさまざまですが、今後拡張整備を実施する際にはゾーニング図にイメージする広域交流の拠点施設について民間活力やノウハウを利用して内間木公園に最も適した建設物の規模、施設等についての設置を計画しました。本日説明しました基本構想の素案の内容や、ゾーニングの検討案について貴重なご意見をいただければと考えています、説明は以上です。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。

○町田委員

先ほどの基本方針で掲げられた目標の①～④番の関係性で言うと、目標の③番でいわれている市内外から人が訪れる地域の拠点整備というのを、この事業手法で具現化していこうという位置づけなので、そういう機能を果たすように検討していただきたいです。現在の内間木公園と旧憩いの湯跡地を整備していくということが、資料のページでいうと6ページの現状の整理で分かります。広域スペースのゲートボール場はあまり使われていないが、他は使われているという話で、スポーツ施設については基本的には現状の機能を維持して、公園地域に編入する旧憩いの湯跡地には文化的、芸術的な意義のある施設、人が訪れる拠点を作るという考え方で整理されているのだと思います。

これから基本計画を作ることになっていますから、皆さんのご意見を入れていただき、基本計画をきちんと作り上げておくことが、民間事業者の公募にとって重要になります。来年1年間まだ時間があるので急いで進める必要はないと思いますが、例えば他の事例でいうと更地からの計画をすべて民間事業者に委ねるやり方をしているところもあり、わたしとしては市役所側で市民の方々の意見をきちんと取り入れて、ベースとなる基本計画を作ることがとても大切なことだと思います。皆さんのご意見にできる限り応えるようなかたちの絵を作り上げた上で、事業者さんに委ねていく進め方をしたいと思っています。

先ほど整備費の10%を事業者負担してもらおうというお話がありましたけれど、その辺が分かりにくかったと思います。20ページにゾーニングの検討案ということで、赤い枠が書かれていて、スポーツのソフトボール場のエリアなどはあまり手を付けないエリア、北側のエリアについては、民間事業者が新たに整備するエリアということです。青い色で描かれている広域交流拠点施設が250㎡とか300㎡ぐらいの面積で書かれていますが、この面積で十分なのかという疑問があります。通常のPark-PFIでやるような飲食機能、カフェや飲食店を1軒造るだけでもかなりの面積を使うので、文化や芸術のような機能を合わせるとなると建物の面積はもう少し大きくなるのではないかと思います。この建物の面積が小さいと事業者さんの売上も下がります。事業費の10%を負わせられるかどうかは、この施設の内容と規模に関係してくるため、施設の規模をどれぐらい大きいものに想定するのか、地域の合意形成もありますが駐車場を有料にするなども含めて、事業者さんにどれだけの収益を得る裁量を与えるか、吐き出してもらえる部分をどれぐらい大きくしていくか、それから基本的には市民の皆さんが、ここの中に何を求めていくのかをうまく整合させるような基本計画を作って、再来年度に公募をかけていくということだと思います。方向性としてはこれでよいと思いますが、施設の規模がもう少し大きくなるのではないかという気がしました。

図面で見るとバイパスと公園の距離が近いところにありますので、広域のエリアから人に入ってきてもらう際、上りと下りどちらからどういうアプローチを可能にするのか、どのように取付道路を作

っていくのかというのは相当難しそうです。この基本計画の中でも唯一この部分の考え方は整理しなくてはいけないと思いましたが、整理を進めて欲しいです。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。

○大塚みどり公園課長

ご意見ありがとうございました。先ほどの基本計画の15ページに、今後事業の流れということで書かせていただいています。基本計画につきましては国道254号バイパスの整備の進捗状況に合わせて実施を考えていまして、おそらく令和8年度だと難しいと考えています。来年度以降、254号バイパスの進捗状況に合わせて実施していきたいと考えています。それから建物の規模の想定ですが、こちらはまだ大きくなる可能性がありますので、今後サウンディング調査等で測りながら、どれぐらいの規模のものが民間事業者さんの手が挙がりやすいか、収益を生みやすいかを状況を見ながら検討していきたいと思えます、以上です。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

バイパスのすぐ近くで、人の訪れるアクセスはすごく重要だと思います。現在埼玉県が予備設計に入っているということで、市としましても、バイパスからのアクセスについて交差点を作っていただけないかと要望はしています。警察協議になってどのぐらいの人、車が見込まれるのか、そのあたりが今後になってくると思います。予備設計と合わせて交差点をつくってほしいという要望はさせていただいているということを理解いただければと思います。

○久保田委員長

ありがとうございます。ご意見をいただきたいと思えます。

○大貫委員

交差点を作る要望を出しているとのことですが、ただ民間の事業を利用しながらになると集客率が非常に大事になり、そこへアクセスができることが重要だと思いますが、単なる交差点ということではなくて20ページの図の施設の建物を建設するだろうという、ブルーの四角の部分に現行の道路がぐるっと回るようなところがありますが、上りであればそこに側道の部分、道路が整備されてバイパスから側道を使ってその公園の横をずっと通りながら、図でいうと交差点を付けてくださいということこ

ろに出る、というような感じにしないと、多くの交通が非常に混雑する、混雑すれば面倒くさいからここには寄らないということになりますし、もうひとつはこの254号バイパスの反対側クリーンセンターになっていますが、現在和光市と朝霞市が組合を作って一旦和光市に新しい施設を作ります。今後その施設が老朽化してきた30年後や40年後にもしかしたら朝霞に施設が戻ってくるのです。今は新河岸川の横をごみ収集車が信号のないところを曲がって出入りをしていますが、朝霞・和光の回収車がほぼ2倍交通量がありますので、県道朝霞蕨線に出てくるのは交通の安全性から考えてもよくないため、内間木公園のクリーンセンターの出入りも全体を見据えて道路整備をしていただきたいと思います。

駐車場の確保は先ほど言った民間事業者さんの施設を利用する人、ただ単に公園を利用する人がいます。以前蕪木委員が仰っていましたが、現在も駐車場がいっぱいという話があって、カフェの部分をどうするか、カフェは今バスの旋回場のところに駐車場を増設していますが、それでは足りないと感じます。バスはドライバー不足からして便数が今後増える可能性は考えられないため、駐車場の周回道路のようなところにバスを縦列で止めるみたいな感じでバスの旋回所の面積を減らし、公園に利用できる場所や駐車場の場所を確保する設計にしてはどうかと。イメージとしては朝霞の南口のバスの一時的滞留所などは、構内のロータリーのところに縦列で入って2列に止められるようになっているので面積もいくらか他に活用できると思います。

○久保田委員長

はい、ありがとうございます。クリーンセンターの関係、それから駐車場の関係です。いかがでしょうか。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

アクセスにつきましては貴重なご意見をありがとうございます。ご意見を踏まえて埼玉県と協議したいと思います。ただクリーンセンターの方の交差点につきましては十字交差点を用意していますので、クリーンセンターの方に出入りできるようになる、そのようなかたちで今お話をしているところです。それとバスの転回所ですが、交通協議会の内容でしたが、公共バスの運転、タクシーの方も話にありました通り、実際に内間木地域を運転する国際興業の方は次年度から市内循環バス、内間木線の方に運行以外は請負でという話をいただいています。また一般の路線バスにつきましても外周または現状地域に運行しておると伺っていますので、公共の関係については今後整理する必要があると思います。いただいたご意見も十分参考にしたいと思います。

駐車場につきましては土地計画審議会でも首都圏からも人を呼ぶような施設という話であれば、駐

車場を考えたいというご意見をいただいています。先ほど大貫委員から用地をどのようなかたちで売り出していくかというような議論も大変重要とと思っていますので、十分検討してまいりたいと思います。

○久保田委員長

ありがとうございます。議題（1）も含めてどなたでもご意見をお願いします。

○須永委員

最初内間木公園の方から町田委員と同じことを言いますが、ここに立地する民間の方が建てる建物、これの規模次第でどれぐらい利益が出せるのか。それから10%負担するということに耐えられるだけの利益が出てくるのか、こういうものを欲しいというものに加えて民間の方が出てきた時に、10%を受けるとかというほど商売になるためにはどれぐらいの条件を整えていくのか、この2つの重なるところを是非、基本計画の中で見つけていただけたらと思います。

それから内間木公園については、今の話でも公共交通、コミュニティバスは非常に厳しい状況にあるというのは私自身も感じております。一方で市民が利用する中で、これから先、車の運転をできなくなってくる高齢の方にも是非この公共機関を使っていただきたいなという思いもありますので、そういった方々のアクセスできる方法、敷地の問題、そこに行く方法、車両等も含めてご検討いただければと思います、以上2点が意見です。

○久保田委員長

どうぞ。

○大貫委員

はい、最初の方の254バイパスについて、内間木公園を含めて両方とも検討したいと思います。これも議論があったように、やはり目標1、2、3、4というのがあった時に、それぞれがすべて現況をカバーする話ではないと思いますので、バイパスの沿道の本当に近いところはこういうふうにした、ここは開発したい、ここは固定したい、ここは商業系を入れたい、工業系を入れたい産業を入れたいという、少しゾーニングのようなものを意識していただけたらと思いました。

それに加えてですが、例えば商業施設、産業についてですが、どれぐらいの規模感のイメージなのかということも少しある程度イメージを持っておいた方がいいと思います。今日の議論でいうとどれぐらいの大きさのものが欲しいという部分が幅がありそうなので集約してほしいと思いました。

最後ですけれど、ルールの中で具体的な項目が最後の方で資料があったかと思います。一番最後のページで、想定されるルールがあってルール項目があって、例えば地域防災力の向上という項目に対して、垂直避難空間と安全な避難経路の確保というのがルール項目になって、これは建物の規模によっては垂直避難空間を取ろうとしても問題が出てきて、すべてのものに対して要求するのは無理だと思います。これはどれぐらいの建物に対してこのルールを適用するのかという、適用範囲みたいなものも併せて考えていく必要があるのかなと思います。以上です。

○久保田委員長

ありがとうございました。すべてごもっともだと思います。その他にいかがでしょうか。

○大野委員

朝霞消防署の大野です。私の方からは防災・減災ということで、バイパス沿道活性化、あとは内間木公園、両方共通するのですが、ヘリポートの整備ということをお願いします。特に浸水時には消防機関としてはゴムボートで救助活動を行っていたのですが、やはり孤立したり怪我をした人に上空から網で降ろすところもあると思いますので、その救済された方を近場で降ろすことができれば円滑な消防活動につながると思います。

○久保田委員長

ありがとうございます、いかがでしょうか。

○山崎都市建設部長

大事な視点をいただきましたありがとうございます。その基準等が分かりませんのでいろいろと教えていただければと思います。

○久保田委員長

勉強します、ありがとうございました。その他、どうぞ。

○大貫委員

地域住民として確認ですが、別紙1の地区計画というのは、どうされましたか。前回のご説明でも開発とか建設工事を行うために地区計画とか敷地の嵩上げだとか、床面の高さを上げる。一般の建物、住居の建物も対象になるかという話と、その場合にその地域、一定のエリアに対してどのような

土地の条件であると同じことが適用されるのか、もしくはここは地盤が高いからそこは免れて、それをやらなくていいよということになるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

一定のまとまったブロックでやりませんと地区計画になりませんが、その一定の面の中でさらにゾーニングしてこちらのゾーンはこうです、こちらのゾーンはこうですというのは十分にできますのでそれは可能だと思います。

○大貫氏印

ちなみに一般の住居にも適用されるというわけではないのですか。

○宇野審議監兼まちづくり推進課長

そのゾーンの中であれば、適用されます。

○大貫委員

そのゾーンというのは開発行為があってはじめて適用される。それとも今回計画の中でもうゾーンと言われたものは、資料にあるものですか。

○久保田委員長

今回地区計画を立てる時にその関係の皆さんがこのゾーンはこうしよう、ちょっと地盤が高いからいいのではないかとか、低いからここは高めにしようとか、そういうことはそれぞれの地区の方がご相談されて決めていただく。

○大貫委員

それが非常に難しいのです。昔から住んでいる者から言わせると、例えば私が住んでいる敷地であっても南側は1.5mぐらい、後ろ側はほぼゼロとなった時に水害になった時に、では浸水するかどうか、といったらない。

○久保田委員長

そういう細かい事情まで皆さんでご相談されてそのエリアに合ったルールを皆さんで決めていく。

○大貫委員

個別に設定するという、各地権者の個別の状況によって設定するというルールもできる。

○久保田委員長

それも可能だと思います。ということでよろしいですか。

○大貫委員

はい、分かりました。

○村沢都市建設次長兼開発建築課長

私は開発を今やっている開発建築課の村沢と申しますが、今大貫委員のおっしゃった一般の例えば今ある住宅に、今開発の許可の許可を取って市街化調整区域のこの場所に建てようとする許可の基準の中で、浸水してしまう水面が想定される。その想定される水面よりも、やはり上階に避難ができるように2階に居室を設けてくださいとか、そういう基準を設けています。ただ平屋はどうしても建てたいという方は無理なので、避難行動、マイタイムラインのような、避難指示が発令されたら私はこういうルートでこういうふうに避難しますよ、という計画書を、その許可の時に作成していただいています。それは一般の個人の住宅を建て替える時もそのように許可基準に定めています。

今回地区計画でこのエリアを皆さんでこうしていこうよと決めた時にも、地区計画を定めることで開発の許可は取りやすくなりますが、やはり推定浸水面というのは地区計画を決めても上がったりがったりその面はしませんので、皆さんで話し合われる時に、用途を問わず、やはり2階に床面を設けましょうとか、敷地に高低差がある所は平屋でも屋根の上に逃げれる建物が出てくれば、低いところは3階まで建てないとその面よりいかない場所もでてくるので、そのへんは皆さんでどのように決めていこうかというのを話し合われる、そこにはもちろんきちんとお伺いしてやっております。

○久保田委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。今日、2つのテーマのそれぞれについて大変ルールが変わったと思いますので、議題（1）については共通のルールという言葉を少し見直していただいて、皆さんからありましたような分かりやすい共通の何かを作る。議題（2）についてはいろいろご指摘がありましたので、それについてご検討ということです。

スケジュールを見ますと第3回委員会でまた次回検討して、その後はもう市民にそれを説明するという、次回非常に大事な局面になります。では今日はこれで終わります。

○高橋みどり公園係長（司会）

事務局の方から事務連絡をします。次回の会議については10月中旬から末頃を予定しています。その頃に改めてご連絡したいと思います。事務局からは以上です。それでは以上をもちまして、令和5年度第2回内間木公園拡張整備等検討委員会を閉会します。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。